

## 第 159 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 令和 2 年(2020 年)2 月 20 日 (木)

開催場所 : 八王子市役所 801 会議室

## 【出席者】

八王子市長	石森 孝志	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	中原 教智	副会長
八王子市議会文教経済委員会委員長	西本 和也	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	前田 佳子	委員
八王子地区保護司会代表	内田 實	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	金子 重雄	委員
八王子市立中学校長会代表	清水 和彦	委員
八王子市公立小学校長会代表	春田 道宏	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	久保 淳	委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	矢ヶ崎 由香	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	井上 正司	委員
八王子警察署長	古宮 伸浩	委員
高尾警察署長	島貫 匡	委員
南大沢警察署長	比嘉 健二	(代理)
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	宇田 紀之	委員
多摩少年院長	坂入 慎悟	(代理)
東京西法務少年支援センター長	吉田 智子	委員
八王子市生活安全部長	大野 哲宏	委員
八王子市健康部長	原田 美江子	委員
八王子市子ども家庭部長	小俣 勇人	委員

出席 20 名

### (事務局)

八王子市子ども家庭部児童青少年課長  
八王子市子ども家庭部児童青少年課

小池 靖信  
後藤、濱、松日樂、川口

## 【 次 第 】

### 1 開 会

### 2 委員紹介

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

- ア 八王子市青少年健全育成基本方針 令和元年度(2019年度)重点目標  
「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について
- イ 八王子市青少年健全育成基本方針(令和2年度(2020年度)～令和6年度  
(2024年度))(案)について
- ウ 八王子市青少年健全育成基本方針 令和2年度(2020年度)重点目標(案)  
について
- エ 令和2年度(2020年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- オ 令和2年度(2020年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る  
検討会」の検討事項(案)について

#### (2) 報告事項

- 令和元年度(2019年度)青少年健全育成事業について

#### (3) 情報交換

- ア 少年非行の現状及び最近の動向について
- イ 東京西法務少年支援センター令和元年度活動実績について
- ウ 中学生ミーティングについて
- エ その他

### 4 閉 会

## 【 配付資料 】

### 第159回 八王子市青少年問題協議会次第

- 資料1 八王子市青少年健全育成基本方針 令和元年度(2019年度)重点目標  
「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について
- 資料2 八王子市青少年健全育成基本方針(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年  
度)(案)について
- 資料3 八王子市青少年健全育成基本方針 令和2年度(2020年度)重点目標(案)について
- 資料4 令和2年度(2020年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- 資料5 令和2年度(2020年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討  
会」の検討事項(案)について
- 資料6 令和元年度(2019年度)青少年健全育成事業について
- 資料7 東京西法務少年支援センターの活動について
- 別紙1 青少年健全育成基本方針 令和2年度(2020年度)重点目標リーフレット(案)
- 別紙2 八王子市青少年健全育成基本方針令和元年度(2019年度)重点目標「みんなでつな  
いでいこう 思いやりの心」に関する取組について(各機関・団体からの回答一覧)

## 【 議事要点 】

### 1 開会

#### 【会長挨拶】

本日は、ご多用のところ、本協議会にご参加いただきありがとうございます。また、皆様は、各機関、団体を代表される方ですけれども、日頃から、八王子市の子どもたちの健全育成に多大なお力添えをいただいております。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

協議会として目標を掲げ、全市をあげて取り組んでおります「思いやりの心」の育みですが、平成 26 年度からスタートいたしました。以来、この活動の輪が広がっているところではありますけれども、一方では全国的に、虐待、いじめ、こういった問題が数々発生している、そういった状況でございます。こういったことが大きな事件につながらないためにも、我々大人が子どもたちに関心を持ち、早期発見、早期対応、これが欠かせないことでございます。

令和 2 年度の予算案の中には、若者の総合相談窓口の設置、再犯防止計画の策定、こういったものを予定しておりますが、できるだけ子どもたちに寄り添いながら、このような施策を打っていく、そういった考えでございます。

委員の皆様には、次代を担う大切な子どもたちが、大きく成長できるよう、引き続き更なるお力添えをお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

### 2 委員紹介

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

#### ア 八王子市青少年健全育成基本方針 令和元年度(2019 年度)重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について 資料 1

#### 【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は、258 の機関・団体へ事務局より行い、その結果、258 箇所から回答を得た。回答率は 100%となっている。取組数は 1,199 件であり、過去最高となった。

#### 〈小学校の取組について〉

- ・ 70 校から 451 の取組について回答を得た。
- ・ あいさつ運動や異学年交流はほぼ全校で実施
- ・ 世代間交流も多い。
- ・ スマホやいじめなどについて児童同士が話し合う授業も多い。
- ・ ふれあい月間におけるアンケート調査や個別面談は全校で実施

#### 〈中学校の取組について〉

- ・ 38 校から 205 の取組について回答を得た。
- ・ 「清掃活動」「あいさつ運動」を地域と連携して実施している学校が多い。
- ・ 生徒会を中心に生徒が企画・実行している取組も多い。

- ・ 道徳の授業やスマホ・ネットに関するセーフティ教室の実施
- ・ 生徒と保護者・地域の方が意見交換する公開講座の実施
- ・ アンケート調査や個別面談については、全校で実施

#### 〈青少年対策地区委員会、小・中学校 PTA 連合会の取組について〉

- ・ 39 団体から 189 の取組について回答を得た。
- ・ 子どもがボランティアや実行委員として活動した行事が多かった。
- ・ 「思いやりの心の育み」をテーマとした標語募集事業も多数

#### 〈学童保育所の取組について〉

- ・ 89 施設から 266 の取組について回答を得た。
- ・ 言葉の使い方やあいさつの指導などを通じ、相手を思いやる行動が見られるようになってきている。
- ・ 異年齢交流が多い。

#### 〈児童館の取組について〉

- ・ 12 施設から 64 の取組について回答を得た。
- ・ 子どもたちに職業体験の機会を作る事業の実施
- ・ 乳幼児とのふれあい活動の実施
- ・ キャンプなどで高校生・大学生が指導者として活動する、異年齢交流の機会を多く作っている。

#### 〈関係所管（10 所管）の取組について〉

- ・ 10 所管から 24 の取組について回答を得た。
- ・ 市民団体や企業と連携し、子どもたちの参加を促す事業の実施

#### 〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組として紹介した事業〉

（資料1 6、7 頁の表のうち、以下の事業について説明）

- ・ あいさつ運動（高倉小学校）
- ・ 都立八王子盲学校との交流会（散田小学校）
- ・ 道徳地区公開授業（由井第一小学校）
- ・ 地域清掃活動（みなみ野小中学校）
- ・ 地域各団体と連携した健全育成活動（青少年対策加住地区委員会）

#### 《会長》

- ・ 事務局から「八王子市 青少年健全育成基本方針 令和元年度 重点目標」に対する各機関・団体の取組について説明があった。
- ・ ご意見・ご質問等はいかがか。

#### 【質疑応答】

特になし

## 《会長》

- ・ 「八王子市 青少年健全育成基本方針 令和元年度 重点目標」に関して、学校・地域・行政機関が地域の実情にあった様々な取組を実施していることを確認した。
- ・ 本協議会として、「今後も引き続き、全市一体となって、「思いやりの心」の育みを展開していく」としてよろしいか。

## 《各委員》

- ・ 異議なし。

### 【決定事項】

青少年問題協議会として取組内容について了承。

イ 八王子市青少年健全育成基本方針(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))(案)について 資料2

8頁

#### 【事務局説明】

##### 1 基本方針の概要について

- ・ この基本方針は、市民と行政の協働による青少年の健全育成の推進を目的とする。
- ・ 基本方針には、青少年の健全育成の「理念」及び「理念を実現していくための基本となる方針」を定め、期間は5か年である。

##### 2 構成等について

- ・ 「基本理念」と「家庭・学校・地域・市及び関係行政機関」の4つの基本となる柱と、それぞれの「役割」を掲げている。
- ・ 新たな「基本方針」は、現行の基本方針に基づき実施された取組がページ中ほどの表にもあるとおり、期間を通して増加傾向にあり、市民の中に意識づけられていること、また、市の総合計画八王子ビジョン2022とも整合性が取れていることから、構成、内容については継続していくことが適当であると、青少年問題協議会検討会で協議されたことをふまえ、本項に掲げるとおり提案する。

10頁

#### 【事務局説明】

##### 3 基本方針の理念と趣旨について

- ・ 「八王子ビジョン2022」の基本的な考え方を反映している。「八王子ビジョン2022」では、子どもの健やかな成長は市民の願いであることはもとより、「子どもを地域コミュニティの再生、活力を生み出すカギとなる存在」として捉えている。  
また、子どもが、「意欲を持って学ぶ」姿勢や、「新たな時代をひらいていく勇氣」を持てるよう、地域ぐるみで育てていくことを目指しているため、これらの点を盛り込んだ内容となっている。

## 【事務局説明】

## 4 家庭の役割について

- ・ 家庭の役割を「子どもの健やかな成長の基本」としたのは、家庭は、子どもの健やかな成長に関して、第一義的な責任を負っているため。
- ・ 地域や学校の手を借りながら、子どもに愛情を注ぎ、親としての優しさと厳しさを持って子育てをする、手本を示していく、地域での様々な活動に親子で一緒に参加することなどに努める意を込めている。
- ・ 一つ目は、「親から子へ伝えよう、思いやり・感謝の気持ちの大切さ」である。ここでは、子どもへ大切に思っている気持ちを伝える、顔を合わせて会話をするなど、思いやりや感謝の大切さを伝えていくため、親子のコミュニケーションの時間をつくるよう努めることを方針とする。
- ・ 二つ目は、「おはようから始まる基本的な生活習慣と家族で作ろう みんなのきまり」である。子どもに、善悪やマナー、基本的な社会のルールを教えることなどは、保護者の役割であり、また、ネット上のトラブルに対応していくためには、家族の力が不可欠であることから、愛情を持って、生活習慣を子どもに教え、家族の決まりを守っていくよう努めることを方針とする。
- ・ 三つ目は、「地域に目を向け、親子で一緒にやってみよう」である。地域は子どもの大切な遊びの場、居場所でもあり、親にとっては、子育ての手を貸してくれる人がいるより所でもある。そこで、こうした地域で、子どもたちが、多様な価値観を学べるよう、親自らが地域に目を向け、地域の活動に親子で一緒に参加するよう努めることを方針とする。

## 【事務局説明】

## 5 学校の役割について

- ・ 学校の役割は、「家庭・地域とともに、生きる力を育む教育」とした。学校では、児童・生徒一人ひとりに向き合った指導により、子どもたちが意欲を持って学び、生き生きと学校生活を送れるよう努めるとともに、家庭・地域と連携し、学校が持つ教育資源を活用し、地域力向上に資する学校づくりを進めていくことを方針とする。
- ・ 一つ目は、「学ぶ意欲や豊かな心を育む教育」である。子どもが本来持つ、前向きさや好奇心を引き出し伸ばすことで、「好き、楽しい」という気持ちが育まれ、それが、探求心や人を思いやる心につながっていく。  
また、学校で、友人とかかわりながら意欲を持って学び、思いやりや感謝の心などを育む教育を推進していくことを方針としている。
- ・ 二つ目は、「健やかな心と体を育む体験活動の充実」である。子どもにとっては、事物に直接触れる体験や人とかかわりが大切なことから、家庭・地域と連携し、自然体験や部活、ボランティア活動など様々な体験の機会を創出していく。
- ・ 三つ目は、「地域とつながる学校づくり」である。教育において、地域の力はますます必要となっている。一方で、学校は地域コミュニティの活性化に役立つ知的資源を多くもっている。  
そこで、家庭・地域と協働しながら、学校づくりを推進し、学校を核として、地域の

きずなと力を高めるとともに、地域の課題でもある防災教育などに、地域とともに取り組む学校づくりを進めることを方針とする。

## 13 頁

### 【事務局説明】

#### 6 地域の役割について

- ・ 地域の役割は、「一人ひとりの力を持ちより、高める地域の子育て力」とし、地域の中で、子どもたちに元気や安心感、新たな時代をひらいていく勇気を与え、住民の持ち得る力によって、地域の子育て力を高めていくことを方針とする。
- ・ 一つ目は、「地域の大人が手本となって続けていこう、あいさつ・声かけ」である。あいさつ・声かけは、子どもたちを見守り育てていくための基本となる。あいさつをしてくれる大人がいる環境は、安心感や勇気を与え、新たな一步を踏み出す原動力を生み出していくことから、地域ぐるみで大人から粘り強くあいさつ・声かけを続けていくことを方針とする。
- ・ 二つ目は、「青少年が活躍できる地域づくり」である。地域は、子どもたちが、多様な価値観を学ぶために欠かせない場所であり、子ども同士や多世代の人との交流、体験の機会を提供することで豊かな人間性や社会性を育むことを方針とする。
- ・ 三つ目は、「人とひととのつながりで広げていこう、地域の安全・安心」である。地域ぐるみで防犯や防災・減災について学び助け合うことや、参加することが大切であり、また、地域の清掃などへの参加によって芽生えた地域への関心は、地域への愛着へとつながっていく。このため、高齢者から子どもまで、誰もが力を持ちより支え合う、安全で安心できる明るい地域づくりを推進することを方針とする。

## 14 頁

### 【事務局説明】

#### 7 市・関係行政機関の役割について

- ・ 市・関係行政機関の役割は、「連携とサポート体制の充実」とした。家庭・地域・学校の連携を強化し、それぞれの持つ力を発揮できるよう、コーディネート機能の充実や情報の共有化を進めるとともに、青少年の健全育成活動や担い手の確保・育成を支援していく。
- ・ 一つ目は、「家庭・地域・学校をつなぐコーディネート機能の充実」である。それぞれの役割と責任のもと連携を深め、臨機応変に対応できる体制づくりを行政から積極的に提案するとともに、サポートしていくコーディネート機能を充実していく。
- ・ 二つ目は「青少年健全育成活動の支援」である。日常生活の中で、子どもたちが様々な経験を積み重ねられるよう、健全育成に携わる機関・団体の活動を支援し、より多くの市民が、担い手として活躍できるよう、施策を推進していく。
- ・ 三つ目は「人材育成支援と情報提供の充実」である。地域には子育ての一助になりたいと思っている人や、様々な経験や技能を持った人が大勢いる。そこで、地域ぐるみで、つながりを育む人材育成支援と情報提供を充実させていくことを方針とする。



《会長》

- ・ ただいま事務局から、令和 2 年度からの「八王子市 青少年健全育成基本方針」について説明があった。それでは、協議に入る。
- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 中原委員》

- ・ 資料 2 の表にもあるとおり、現在の基本方針になってから取組件数が増え、今年度は過去最高となっている。平成 30 年度は 254 の機関・団体が参加、取組件数が 1,190、令和元年度は 258 の機関・団体が参加、取組件数が 1,199、このうち青少年対策地区委員会は 37 地区全てが参加して、平成 30 年度の取組件数が 171 件、令和元年度は 179 件と 8 件増となり、全体では 9 件の増加であるから青少年対策地区委員会の貢献は多大であるといえる。

こうした状況をふまえ、次の 5 年間も基本方針は、『家庭、学校、地域の連携のもと健全な「はちおうじっ子」を育てよう』を継続するのが最良ではないかと検討会では考えた。

青少年対策地区委員会についても、地区の状況や歴史的背景を踏まえ、各地区会長が意欲的に活動した結果、過去最高の取組件数となった。青少年対策地区委員会の活動は、家庭、学校、地域、行政の連携があってはじめて効果的に実施できる。この取組件数を見ても、この基本方針が浸透している証であり、引き続きこの基本方針に基づき、青少年の健全育成に取り組んでいきたいと思っている。

《会長》

- ・ その他、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

《会長》

- ・ 他になければお諮りする。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針(令和 2 年度(2020 年度)～令和 6 年度(2024 年度)」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

- ・ 異議なし。

《会長》

- ・ ありがとうございます。このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

**八王子市青少年健全育成基本方針(令和 2 年度(2020 年度)～令和 6 年度(2024 年度))を原案のとおり決定**

## ウ 八王子市青少年健全育成基本方針令和 2 年度(2020 年度)重点目標(案)について資料 3

### 【事務局説明】

#### 1 重点目標について

- ・ 令和元年度は、「みんなでつないでいこう 思いやりの心」としているが、「検討会」での検討をふまえ、令和 2 年度も引き続き、重点目標とすることを提案する。

#### 2 重点目標とする理由

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題をふまえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標であること。
- ・ 小中学生に、スマホや SNS が普及することで、気づかないうちに相手を傷つけたり、傷つけられたりするなど、子どもたちを取り巻く環境はますます、深刻化し、思いやりの心を育む重要性が高まっていること。
- ・ 子どもは本来、人との関わりの中で自分の思いを表現していくことや「思いやりの心」の大切さを学びながら、成長していくものであること。
- ・ ページ中ほどの取組件数の推移にもあるように、継続した目標を掲げた方が効果的であること。
- ・ これら検討会で挙げられた意見をふまえ、家庭・学校・地域と協力しながら、今年度も引き続き「思いやりの心」の育みを、重点目標に据え全市的に取り組んでいくことがふさわしいと考える。

#### 3 令和 2 年度重点目標と 3 つの行動指針

3 つの行動指針は、「青少年健全育成基本方針」及びそれに基づく「重点目標」をふまえ、「家庭」・「学校」・「地域」で取り組む令和 2 年度の重点的な行動指針となっている。

#### 4 リーフレットの配布

リーフレットは、「令和 2 年度 青少年健全育成基本方針 重点目標及び行動指針」を広く周知し、取組を推進するために、4 月初旬ごろに配付する。

##### (1) リーフレットにおける留意点等

- ・ 基本的には、大人向けの記載とすること。
- ・ 小中学校の全児童・生徒に配布するため、子どもたちが読むという視点も考慮し、記載内容やレイアウトを工夫した。
- ・ 大人が子どもの手本になるべき旨の表現を、随所に盛り込んだ。
- ・ 抽象的な言葉を避け、具体的な行動につながるような表現、またその行動の意味についても伝わるように留意した。

##### (2) リーフレットの記載内容

###### ① 導入部分（総論）

- ・ 1 頁の総論部分では、「いじめを許さないまち八王子条例」を紹介したうえで、いじめをなくすためには「思いやりの心」が大切であることを記載している。

- ・ 「思いやりの心」の表現だけだと、抽象的でわかりにくいため、「思いやりの心とは、相手の立場に立って考えること」と具体的な行動に結びつけながら、相手の立場に立って考える習慣を身に付けるためのポイントを掲載した。
  - ・ 「つながり、ひろがる思いやりの心」では、令和元年度八王子市青少年健全育成推進区域であった館地区の取組を掲載した。
- ② 行動指針1 「大人も子どももあいさつを あいさつからはじまる地域づくり」
- ・ 検討会では、まず「あいさつ」が思いやりの心を育む原点と考え、行動方針1として掲載した。
  - ・ 具体的な行動に結びつくよう、あいさつする意味を掲載した。
  - ・ その他、大人からのあいさつや、地域でのあいさつの重要性を掲載した。
- ③ 行動指針2 「朝ごはん 毎日食べて いきます！！」
- ・ 家庭教育の中で、特に身に付けてほしい基本的な生活習慣として、「朝ごはん」に焦点をあてた。
  - ・ 朝ごはんを食べる意味を掲載し、大人も朝ごはんを食べる旨の呼びかけを行うとともに、食事の場が、家族のコミュニケーションの場としても重要である旨を掲載した。
  - ・ ページの下部には、文部科学省の早寝早起き朝ごはん国民運動のホームページを参考に、「朝ごはんを習慣づけるための3ステップ」を掲載した。
- ④ 行動指針3 「ふりかえろう 家族で スマホの使い方」
- ・ スマホの危険性を伝えるとともに、その危険性に対処するための具体的手立てを掲載した。
  - ・ この手立てとして、フィルタリングサービスとスマホの安全設定を紹介し、「スマホの安心ネットづくり促進協議会」のホームページへのリンクを掲載することで、具体的な行動に結びつくよう配慮した。
  - ・ 子どもの手本となるよう、大人自身のスマホの使い方を見直す旨の呼びかけを掲載した。
  - ・ 家庭でのスマホ利用ルール見直しを促すため、家族でスマホの使い方のルールを決める際のポイントや、家庭ルールの具体例を掲載した。
  - ・ 最後に、「青少年インターネット環境整備法」で規定されている保護者の義務を呼びかけた。
- ⑤ 八王子市青少年健全育成基本方針
- ・ 八王子市青少年健全育成基本方針を記載。
  - ・ ページ下部には、次の協議事項で説明する、令和2年度八王子市青少年健全育成推進区域について掲載した。次項で協議決定頂いた場合に掲載をするものである。

《会長》

- ・ 事務局から「令和 2 年度(2020 年度) 重点目標」について説明があった。これより、協議に入る。
- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表 久保委員》

八王子市立中学校 PTA 連合会では、何年も前からスマホの使い方について協議している中で、スマホの使い方がしっかり書かれており、感謝している。また、保護者の文字離れが進んでいるのか、文字ばかりだと、なかなか読み始めようとしないうところ、今回、文字数を減らし、見出しをつけ、見やすくなっているのではないかと感じている。

《八王子市公立小学校長会代表 春田委員》

スマホというものは、子どもたちと切り離せないものだと思う。スマホが普及していく中で、子どもたちとスマホの関係について、これからも様々なことがわかってくると思うので、リーフレットを通して啓発できるよう、来年度以降も検討会の中で議論していきたいと考えている。特に、保護者の方が責任をもって子どもたちにスマホを渡すことができる環境づくりができたらと考える。

《八王子市立小学校 PTA 連合会代表 矢ヶ崎委員》

スマホは、生活になくってはならないものになっており、スマホの危険性についていろいろな媒体で注意喚起されているが、どのように具体的な対策をとれば良いのかについてや、「スマホルールを作りましょう」という呼びかけだけでなく、ルールの具体例も盛り込んでいる。また、リンクを貼っており、どちらにつなげば具体的な参考例が載っているのかもわかりやすくなっているリーフレットだと思うので、たくさんの保護者の方に周知していただきたい。

《会長》

- ・ 他になければお諮りする。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 令和 2 年度(2020 年度)重点目標」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定する。

### 【決定事項】

**「八王子市青少年健全育成基本方針 令和 2 年度(2020 年度)重点目標」を原案のとおり決定**

## 【事務局説明】

- ・ 本市では、毎年「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第 5 条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会 37 地区から推進区域を募集し、申請のあった地区につき本協議会での承認後、毎年指定を行っている。
- ・ 表にあるように、毎年 2 地区ないし 1 地区を指定している。
- ・ 指定された地区は、通常の青少対活動に加え「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第 6 条に規定する事業を実施する。具体的には、「あいさつ運動」「子どもの主張・意見発表」「美化活動」などを実施している。
- ・ 令和 2 年度については、別所地区から令和元年 10 月 16 日開催「第 2 回 青少年対策地区委員会連絡会」にて立候補があり、その場で本協議会への推薦を了承されている。また、令和 2 年 1 月 20 日開催「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」にて、この結果を報告、協議後、本会議に推薦することを了承されている。
- ・ 別所地区からは、3 つの事業が提案されている。
- ・ 一つ目に、「花植え活動」である。秋葉台小学校の花壇を地域の方などが整備することで、地域と児童の交流を図り、見守りの輪を広げるとともに、子どもたちの「思いやりの心」を育むことを目的としている。
- ・ 二つ目に、「あいさつ運動の拡充」である。従来区域の学校で行っていたあいさつ運動を地域に広げ、通学路の各スポットであいさつ運動を行うものである。
- ・ 三つ目に、「スポーツデーの拡充」である。従来、別所中学校で、地区の小中学生と地域住民が「ソフトボール」を通じて交流を図っていた「スポーツデー」に、「ボッチャ」などの新種目を加え、参加者の拡大を図るものである。

## 《会長》

- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

## 【質疑応答】

- ・ 特になし

## 《会長》

- ・ それではお諮りする。
- ・ 「令和 2 年度(2020 年度)八王子市青少年健全育成推進区域」は、原案どおり決定してよろしいか。

## 《各委員》

- ・ 異議なし。

## 《会長》

- ・ ありがとうございます。このことについては、原案のとおり決定する。

## 【決定事項】

「令和 2 年度(2020 年度)八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

オ 令和 2 年度(2020 年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の  
検討事項(案)について

資料 5

【事務局説明】

- ・ 「青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会設置要綱」に基づき、「令和 2 年度  
の同検討会の検討事項」について、提案する。
- ・ 「1 八王子市青少年健全育成基本方針令和 2 年度重点目標に向けた取組」では、令  
和 2 年度重点目標の達成に向けた家庭・学校・地域・行政機関の具体的な取組状況を  
把握し、今後の取組における課題などについて検討する。
- ・ 「2 八王子市青少年健全育成基本方針令和 3 年度重点目標」では、基本方針に基づ  
き、関係団体・機関に青少年健全育成のための積極的な取組を呼びかける重点目標を定  
めるため、令和 3 年度の重点目標を協議・検討する。
- ・ 「3 令和 3 年度八王子市青少年健全育成推進区域について」では、「八王子市青少  
年の健全な育成環境を守る条例」第 5 条により指定する標記区域について協議・検討す  
る。
- ・ 最後に、その他として、青少年に関する諸課題の報告・専門的見地からの情報交換に  
より、関係機関等との連携・協力の円滑化を図る。

《会長》

- ・ 事務局から「令和 2 年度(2020 年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係  
る検討会の検討事項」について、提案があった。
- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

- ・ 特になし

《会長》

- ・ それではお諮りする。
- ・ 「令和 2 年度(2020 年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の  
検討事項」については、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

- ・ 異議なし。

《会長》

- ・ ありがとうございます。このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「令和 2 年度(2020 年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検  
討事項」を原案のとおり決定

## (2) 報告事項

### ア 令和元年度 青少年健全育成事業について

資料6

#### 【事務局説明】

#### 1 青少年対策地区委員会活動

- ・ 青少年 対策地区委員会は、中学校区を1つの単位として、市内に37の地区委員会がある。学校、PTA、町会、民生児童委員、保護司、青少年育成指導員など地域に密着した方々により構成されている。1地区あたり40～120名程度で、地区ごとに「青少年の健全育成に資する活動」を行っている。
- ・ (1) 社会環境の浄化活動だが、あいさつ運動、パトロール、スマホの講習会などを行った。
- ・ (2) 青少年健全育成のための活動だが、ロードレース大会を始め、各種スポーツ大会、音楽祭、標語募集などを実施した。
- ・ (3) 青少年の社会参加・社会貢献活動だが、「クリーン活動」、「防災訓練」、「らくがき消し」などを行った。
- ・ (3) の下の「クリーン活動の実施結果の表」だが、本年度は6月の実施期間の天気が悪かったため、昨年より活動規模が縮小している。それでも総勢2万人弱の参加があった。青少年対策地区委員会と学校が連携して、児童・生徒への参加の呼びかけなどを行った結果である。
- ・ (4) 青少年健全育成推進区域だが、令和元年度の推進地区は「館地区」だった。「マラソン大会」、「標語募集」に取組、児童・生徒・学生・大人の交流を通じて、思いやりの心をはぐくむ意識啓発を行った。
- ・ (5) 東京都「地域における青少年健全育成応援事業補助金」認定事業だが、今年度は「別所地区」が認定された。この補助金を活用し、命の大切さを訴える映画の上映会を開催した。また、別所フェスティバルと称して「防災ブース」「スポーツ体験」「ステージ発表」の場を設けたことで幅広い年齢層の参加があり、世代間交流の機会の提供と、防災意識を高めることができたとの報告も受けている。

#### 2 青少年育成指導員活動

- ・ 青少年育成指導員は、「青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定されている、本市固有の制度で、青少年の非行の防止のため、地域で活動していただいている。
- ・ 主な活動内容は、次の4つである。
- (1) 巡回・指導助言活動
- ・ 夜間(9時ごろ)の活動が多いのだが、地域内をパトロールし、青少年に対する助言や相談対応などを、各関係機関と連携を図りながら実施している。
- (2) 青少年健全育成キャンペーン
- ・ 毎年11月、国の「子ども・若者育成支援 強調月間」並びに「児童虐待防止 推進月間」に合わせて実施している。今年度は、石森市長とともに、JR八王子駅のメイン会場の他、市内各37地区、さらに「いちょう祭」の会場において、ほかの団体の協力もいただきながら、「青少年健全育成の基本方針重点目標」などを掲載した物資を配付して、啓発を行った。
- (3) 健全育成協力店の指定活動
- ・ 表にあるとおり、本市の青少年健全育成事業の趣旨に賛同いただいている店舗は500

を超える数に上るが、閉店により、昨年度に比べて協力店の数は減少している。

- ・ 青少年育成指導員は、協力店への加入促進の他に、ポスターの掲示依頼や活動趣旨の説明、また、巡回活動時の際に立ち寄り、情報交換を行うなど地域の実情にあった取組を行っている。
- ・ 今後も、新たに開店した店舗など未加入の店舗へ加入を呼びかけていく。

#### (4) 環境浄化の実態調査

- ・ カラオケ店など、青少年が立ち寄る特定の店舗や書店などを対象に、「カラオケボックス等の調査」、「不健全図書等 自動販売機の調査」、「ゲームセンター及びインターネットカフェの調査」、「成人向け雑誌・DVD等販売状況の調査」を行っている。
- ・ これらは、東京都の健全育成条例や八王子市の生活環境を守る条例などにに基づき、深夜の入場制限、区分陳列などのルールに沿って運営されているかを調査するものである。
- ・ 今年度の特徴として、「成人向け雑誌・DVD等販売状況の調査」の結果において、コンビニ業界が「成人向け雑誌は置かない」という方針になったことから、取り扱い店舗数が大幅に減少した点が挙げられる。
- ・ これらの調査結果及び青少対・育成指導員の活動については、東京都都民安全推進本部へ情報提供し、状況改善の指導が必要な場合には、引き続き、都と連携して対応していく。

#### 《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

#### 《八王子市議会厚生委員会委員長 前田委員》

- ・ 今の「2 青少年育成指導員活動」の「(4) 環境浄化の事態調査」について、育成指導員の皆様がこういった活動をしていることは知っていたが、調査結果を見たのは、この立場になって初めてだった。とても良い活動であるし、このような結果が今まで気になっていた。
- ・ ゲームセンターの調査に関して、16店舗調べて、入場制限表示がしっかりされているのが12店舗とあるが、残り4店舗についての指導はどうなっているのか。また調査結果について、改善に向けどのような動きがあるのか。

#### 《事務局》

- ・ この4店舗については、入場制限表示をしなければならない時間前に営業時間が終了する店舗である。したがって入場制限表示をしなくてはならない店舗については、全て表示をしていただいている。
- ・ 仮に、表示しなければならないのに表示していない店舗があった場合については、東京都都民安全推進本部に報告し、都の条例に基づき指導を行っていただく。

#### 《八王子市議会厚生委員会委員長 前田委員》

- ・ 成人向け雑誌・DVD等販売状況調査について、さきほど、コンビニ業界の成人雑誌を置かないという方針変更により大幅に取り扱い店舗数が減少したとの話があった。この点については女性議員の中でも、とても関心のある状況である。数がこれだけ減って



いることについて、とても良かったと思っている。今回参加されている委員の皆様の中で、この他に、このような社会的な動きについて情報提供していただける点があればお願いしたい。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 中原委員》

- ・ 青少年対策地区委員会の活動については、東京都が主催している「地域における青少年健全育成推進会議」というのがあり、八王子市を代表して参加している。そこでは、八王子市の青少年対策地区委員会が今どのような活動をしているのかを報告している。
- ・ 先ほど話題にあがったコンビニにおける不健全図書販売についても、東京都が管轄している部分もあるので、全て報告している。また、同時に調査対象店舗の情報についても景気等の社会の動向により閉店することもあるため、この情報も都に報告している。

### (3) 情報交換

#### ア 少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】八王子警察署より報告

《八王子警察署長 古宮委員》

##### 1 少年非行の現状について

- ・ 都内全体の状況だが、令和元年に都内で検挙・補導された少年の数は、4,748人で前年に比べ、376人、7.3%の減少であった。これは、非行少年ということで、刑法犯、特別法犯、ぐ犯少年を入れた少年の数であり、平成22年以降、10年連続で減少している。
- ・ 増えているのは、特別法犯少年606人で前年と比較して119人、24.4%の増加であった。特に大麻取締法違反、これが105人、前年と比較して40人と各段に増加しており、平成7年以降最多の数となった。
- ・ 特殊詐欺の検挙人員だが、131人、前年と比較して107人の減少であった。数は半減しているが、依然として高い水準にある。特殊詐欺の再犯者率は、67.9%と刑法犯の再犯者率34.8%に比べかなり高い状況にある。また、学職別では、無職少年が一番多く、次いで有職少年、高校生の順となっている。
- ・ 万引き少年の検挙、補導については、1,322人、前年と比較して249人、15.8%の減少だった。学職別では、小学生が一番多く459人、次いで高校生が364人、小学生は前年に比較して減少しているものの全体に占める割合は上昇している状況である。
- ・ 不良行為少年は、34,654人、前年と比較して1,951人、4.3%の減少だった。行為別では、深夜徘徊と喫煙が全体の77.4%を占めている。学職別では、高校生が71%、中学生が16.3%、有職・無職少年が11%といった状況である。
- ・ 八王子市の状況だが、令和元年の非行少年総検挙・補導数は、277人、前年に比べて31人、10%の減少となっている。このうち刑法犯として検挙・補導された少年は、224人、全体の88%を占めている。刑法犯のうち最も多い罪種は、万引きであり刑法犯全体の32%を占めており、その次が自転車盗・バイク盗、暴行・傷害の順になっている。
- ・ 特別法犯として、検挙・補導された少年は26人であった。特に、大麻取締法違反、覚醒剤取締法違反の検挙・補導人数が8人、特別法犯全体の31%にあたる。八王子署でも、昨年大麻取締法違反で6人、覚醒剤取締法違反で1人を検挙している。検挙さ

れた少年の話聞いたところ、一様に薬物の有害性、とりわけ大麻の有害性に対する認識の甘さ、罪の意識の薄さが目立っている。今後、警察としては、大麻など薬物に対する取り締まりを強化するとともに、学校における薬物乱用防止教室や街頭におけるキャンペーン活動を通じて、青少年に対する啓発活動を展開していく。

- ・ 不良行為少年の補導人数については、1,148人で前年と比較して、15%減少している。行為種別では深夜徘徊が最も多く、喫煙、飲酒が続いているという状況である。地域の方々のご協力により補導される少年は減少傾向にあるものの、依然として深夜帯に少年が蟻集（いしゅう）しているという110番がかなりある。先日も少年が公園で火遊びをし、枯れ草に燃え広がりボヤ騒ぎが発生したこともあった。

警察としても、引き続き少年補導活動に力を注いでいくが、皆様方のあたたかい声かけや、警察への情報提供などについて、ご協力をお願いしたい。

## 2 少年を取り巻く環境について

- ・ インターネットの普及、高度化に伴い、少年たちの間でスマートフォンの保有が急速に拡大している。平成29年7月の段階で、中高生全体でスマートフォンの所有率が97.9%となっている調査報告もある。これにともない、子どもたちの、SNSやオンラインゲームなどの利用率が加速化し、これらのサービスを適正に利用していないことから、様々なトラブルが発生している。子どもたちが被害者にも加害者にもなるケースが増加している状況だ。

八王子署が受理する少年相談においても、学校内や友人関係におけるいじめ問題の相談には、SNS等に起因するものが多く見受けられる。また、調査報告によるとスマートフォン等を所持する中高生のうち、フィルタリング機能を活用しているとの回答は、46.6%と半分に至っていない。さらに、家庭内でのインターネット利用に関するルールがあるかとの質問に対しても、ルールがあるとの回答は33.8%にとどまっている。フィルタリング機能は、インターネット上の有害情報から子ども達を守る極めて有効な手段だが、親自身が機器の扱いに不慣れであったり、認識が不十分であったりするため、家庭内でのルールづくりをしない、フィルタリングをかけない、あるいは親が使っているパソコンやスマートフォンをそのまま子どもに使わせるなどの問題が生じている。

- ・ 非行少年の背景には、家庭環境問題がある。核家族化、共働き家族の増加、低年齢層へのスマートフォンをはじめとしたインターネット環境の急速な普及など、様々な要因によって、家族間でのコミュニケーション不足、愛情不足にともなう、家庭にいながら子ども達が居場所を失ってしまう状況が見受けられる。この結果、心の隙間を犯罪性のある人や不道德な人に突かれて、甘い誘いにのって特殊詐欺など犯罪行為に手を染めたり、安易にインターネット上で知り合った人と会って性犯罪に巻き込まれたりするケースが多々ある。
- ・ 警察としては、少年を有害な環境から守るために検挙と対策の両面から本協議や自治体、学校など関係機関の皆様と連携を強化し、少年を健全に育成するための環境づくりに努めて参るので、皆様方のご協力をお願いしたい。

## 《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

イ 東京西法務少年支援センター令和元年度活動実績について

資料7

【情報提供】東京西法務少年支援センターより報告。

《東京西法務少年支援センター長 吉田委員》

- ・ 当所は、昨年4月に八王子少年鑑別所が移転したもので、より地域に親しまれるようにとの願いを込め法務少年支援センターとの名称を名乗っている。
- ・ 少年鑑別所としての機能は変わっていない。非行化した少年を一定期間収容し、非行の原因を分析し、立ち直りの方針を立てる施設である。
- ・ これ以外にも、非行や犯罪への対応のノウハウを生かして、地域における非行犯罪の防止、青少年の健全育成に関する業務を行っている。
- ・ 「もくせいの杜心理相談室」という名前で、地域からの相談を受けている。
- ・ 相談には、個人からの相談、関係機関からの相談がある。個人からの相談では、親からの子どもの問題行動に関するものが多い。たとえば、家のお金を盗む、性的な問題行動がある、学校に適応できないなどの悩みで相談に来る方がいる。
- ・ 様々な関係機関からの相談も受けている。たとえば教育機関からのものとして、当所が以前から独自に実施しているのが、都立のエンカレッジスクールとの取組である。学校に出向き、問題のある生徒と面接したり、学校の先生の生徒指導に関する打ち合わせに参加し、直接アドバイスを行ったりしている。また、司法関係機関との取組では、更生保護施設に出向き、入所されている方への面接も行っている。八王子市にある紫翠苑がそのような施設で女性を受け入れているが、女性だと薬物による非行、犯罪が多いため、薬物への依存具合を測るチェックリストを活用したり、仕事がない方もいるため、職業適性検査を実施したりする支援を行っている。
- ・ 実施件数については、表のとおりである。実施件数の推移もグラフのとおりで、昨年は4月に移転があったにもかかわらず、一昨年と近い数の活動状況となっている。
- ・ 地域からの相談業務については以前から行われていたが、少年鑑別所法という法律ができ、そこで地域からの相談業務が本来業務と位置づけられたことで、平成27年のあたりから相談の依頼件数が急増している。

《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

ウ 中学生ミーティングについて

【情報提供】八王子市立中学校PTA連合会より報告。

《八王子市立中学校PTA連合会代表 久保委員》

- ・ 2月1日に実施し、今年で5年目となる。中学生が、実際にどのようにスマホを使っ

ているかについて、子どもと保護者の間で話し合おうというものである。子どもたちの使い方も年々変わっているということもあるので、毎年、状況を聞かせてもらおうと開催している。

- ・ 市内 9 校、各 2 名の生徒とその学校の PTA 会長などが集まって、学校ごとに話し合う場を設けた。
- ・ 実際に子どもたちのスマホの使い方や感じ方が変わってきているのが実情である。たとえば、SNS を通じた付き合いに出て行ってしまふことのリスクについて、子どもたちも感じているようだ。
- ・ 実際に参加している生徒が生徒会役員のため、スマホの使い方に対する意識が高い傾向にあるが、そうではない層に対して、いかに意識してもらうかが課題であると思う。
- ・ 気になったのは、数年前にスマホの学校ルールを考えなさいとの指導が、東京都の教育委員会からでていたが、生徒会役員ですら学校ルールを知らなかった。教育委員会には、周知を頑張ってもらいたい。
- ・ 今年で 5 年目を迎え、市内の中学校を一巡したということで、来年度からどうするかを今考えているところであるが、実情を知るといことはとても有効なことであるので、続けていきたいと考えている。また、これは中学校 PTA 連合会で行っていることであるが、今年度、市立第四中学校が本取組を参考にして学内で実施したという広がりも見せているので、良い取組だと考えている。

#### 《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

#### 【質疑応答】

特になし

## エ その他

#### 【情報提供等】

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 中原委員》

- ・ 情報提供ではないが、一言申し上げさせていただきたい。リーフレットの作成は、八王子市立中学校長会代表清水委員、八王子市公立小学校長会代表春田委員のご指導があったからこそ成し得たことである。また、リーフレットにおけるスマホの問題については、高尾警察署生活安全課長、酒井検討会委員のご意見を取り入れて作成している。この場を借りて、感謝申し上げたい。

#### 【情報提供等】

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表 久保委員》

- ・ 大阪の方では、スマホの使い方について条例を作るといった動きが出ているようだ。スマホ依存に対する対策だと考えているが、市では、研究しているとか、将来的に条例を作るといった動きはあるのか。

《事務局》

- ・ スマホに限定した条例をつくることは考えていない。

《会長》

- ・ 情報を収集していきたい。

#### 4 閉会